

**2020 年度防災管理者等研修会（第 1 回）**  
**2020 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会（第 1 回）**

2020 年 7 月（書面開催）

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

**はじめに**

本研修会及び連絡会は石油コンビナート等災害防止法（石災法）対象の特定事業所と高圧ガス保安法（高圧法）対象の特定製造事業所を対象としたものです。研修会については石油コンビナート等防災計画に基づき防災管理者に対して石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るために実施されるものです。また、連絡会についてはコンビナート事業所を対象とした法令周知、保安情報、事故情報等の普及啓発のために実施しています。

本研修会等の出席者や議題内容に一部重複する面があることから、平成 22 年度から併せて開催しているところです。

**議 題**

**I 行政からの連絡事項【共通】**

**1 組織再編による課名等の変更について（資料 1-1）**

2020 年 4 月から工業保安課は消防課と統合され消防保安課になりました。その際、グループの再編があり、旧コンビナートグループは高圧ガス・コンビナートグループになりました。つきましては緊急時連絡先等の更新をお願いします。なお、電話番号（夜間含む）・FAX 番号の変更はありません。

**2 異常現象発生時の通報等について（資料 1-2）**

異常現象は石災法において特定事業所における出火、石油等の漏洩、その他異常な現象と定義されています。少量の漏洩であってもその漏洩に至った過程が問題であれば異常現象と判断される場合があります。まずは、通常時ではありえない事象が起こった場合は、消防署等に通報をお願いします。

また、異常現象に該当した場合は、防災活動終了後 2 週間以内に災害の状況・実施した措置内容について報告が必要です。

今後とも速やかな通報と、発生原因を究明し、再発防止を検討くださるようお願いいたします。なお、原因究明や再発防止の検討に時間がかかる場合は、中間報告として 2 週間以内に報告していただくようお願いいたします。

### 3 県石油コンビナート等防災計画の修正について（資料 1-3）

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、県内の石油コンビナート等特別防災区域における火災・漏洩等の事故や地震・津波等の自然現象により生ずる災害に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画です。

適時見直しを実施しており、令和 2 年 3 月に主に南海トラフ地震への対応や航空機事故による災害の防止等について修正を行いました。

### 4 2020 年度石油コンビナート災害情報受伝達訓練について（資料 1-4）

神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき定める「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」の検証を行うため、今年度も例年どおり情報受伝達訓練を行います。

特定事業所の皆様におかれましては、市消防局への F A X 送信作業にご協力をお願いします。

## II 2020 年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査について【防災管理者等研修会】（資料 2）

2015 年に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った際、「特定事業所における予防対策」を充実させました。充実させた予防対策等の取組状況を把握するため、2016 年度から本調査を開始することとしました。

本調査の結果は、予防対策手法の具体化、国への要望及び県民への啓発活動に活用することで、防災力の向上を図っています。

つきましては、調査票のデータを書き込んだ CD-R を各特定事業所に送付いたしますので、今年度の現状について回答いただき、2020 年 8 月 11 日（火）までにメールにて調査票を送付いただきますようよろしくお願いいたします。

## III 高圧ガス保安法関係法令改正の動向【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】（資料 3）

### 1 保安検査及び定期自主検査の延長措置について

新型コロナウイルスの影響を考慮し、高圧ガス保安法上の保安検査等及び液石法上の供給設備点検等について、法定期間を延長する措置（省令一部改正・告示制定、本日 4 月 10 日公布・施行）がとられました。これにより、保安検査等の基準日が今年 4 月 10 日から 9 月 30 日までにあたる場合は 4 カ月延長することができます。

延長にあたっては事前に消防保安課の担当者にご相談ください。

## 2 認定完成検査実施者・認定保安検査実施者の Web 審査導入

新型コロナウイルスの影響を考慮し、現行法令上、経産省又は KHK による書類審査及び現地審査を受けることとなっている保安検査等を自ら行うことができる事業者の認定の基準等に係る検査について、現地審査に代わり、図面、写真及び映像その他の資料の確認を Web 審査により受けることが可能となりました。

ただし、Web による審査を受けたものについては、事後的に現地確認を受ける必要があります。

## 3 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現行法令上、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとなっている製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除の申請について、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者（都道府県知事や KHK）が定める方法により科目免除を行うことが可能となりました。

## 4 義務講習（保安係員、保安主任者、保安企画推進員）の受講期限の延長措置について

2020 年 3 月 17 日の措置により、高圧ガス保安法に基づく義務講習（保安係員講習、保安主任者講習、保安企画推進員講習）の受講期限が延長されました。そのうち、選任日から 6 カ月以内に講習を受けなければならない者であって、その受講期限が 2020/2/1～2020/6/30 に到来する場合は当該期限を 6 カ月延長となりました。

今般、新型コロナウイルスの影響が未だ続いていることを踏まえ、受講期限が 2020/2/1～2021/3/31に到来する場合は、2020 年度内（2021/3/31 まで）に受ければよいとする措置がとられました。

高圧ガス保安協会では今年 7 月頃及び来年 2 月頃に義務講習の開催が予定されており、どちらの義務講習を受けても良いこととなります。

今回限りの措置であることから、受講の期限管理についてはご注意ください。（延長措置による受講をした場合はその旨を記録するなど対応してください。）

## IV そのほか

### ◆ 危害予防規程の届出について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】

特定製造事業所は地震・津波対策の項目を危害予防規程に追加し、2020 年 8 月 31 日までに危害予防規程の変更を届け出る必要があります。その際は新旧対照表（変更箇所がわかるようにしたもの）及び改定後の危害予防規程を添付してください。

◆ **新型コロナウイルスの感染防止対策取組への参加のお願い【共通】（資料4）**

神奈川県では新型コロナウイルスの感染防止対策として、事業者の皆様へ「感染防止対策取組書」の掲示と「LINE コロナお知らせシステム」の導入をお願いしています。

「感染防止対策取組書」は、県で公表している業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を取っているなどの、事業者の方が行っている感染対策を、外部から来た方にわかりやすくお知らせいただくものです。

また、「取組書」に印刷された二次元バーコードを利用者がスマートフォンで読み取ることで、万が一、感染者が発生した場合に、濃厚接触の疑いのある方に注意喚起できる「LINE コロナお知らせシステム」と連動できます。

事業所の皆様には事業者として、また、利用者として本取組へ参加いただけるようお願いいたします。

◆ **そのほか【共通】**

- ・ 2020 年度立入検査計画については新型コロナウイルスの状況を踏まえて決定する予定です。詳細が決まりましたら別途ご連絡しますので、ご協力の方よろしくお願ひします。
- ・ 本研修会等の資料については消防保安課の HP にて後日公開する予定です。事業所内部での情報共有等にお役立てください。
- ・ 次回の開催は 2021 年 3 月にかながわ県民センター ホールになります。議題については、例年のものに加え、腐食管理の事例紹介などを予定しています。なお、新型コロナウイルスの影響により、中止又は書面による開催になる場合があります。
- ・ 開催等については現況調査等からご報告いただいたメールアドレスにご連絡します。ご担当者の変更等がありましたら随時こちらまでご連絡ください。

消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ [kombinat.hn@pref.kanagawa.jp](mailto:kombinat.hn@pref.kanagawa.jp)